

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 23 日現在

機関番号：12501

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2010～2012

課題番号：22720279

研究課題名（和文） 18世紀フランス・ラングドック地方における司法制度改革と秩序観の相克

研究課題名（英文） The Politics of Judicial Reform and the Conflict around the Political Order in Languedoc during the Eighteenth Century

研究代表者

仲松 優子 (NAKAMATSU YUKO)

千葉大学・大学院人文社会科学研究科・特別研究員

研究者番号：80572940

研究成果の概要（和文）：

本研究は、フランス国立文書館およびラングドック地方の複数の県文書館に所蔵されている一次史料を調査・分析し、18世紀フランス・ラングドック地方において司法制度改革が行われた過程を分析することを目的としてきた。その結果、秩序の回復における王権と地域諸権力の協調関係や、それと同時に秩序観の相克の様を明らかにした。最近のフランスおよびアメリカにおけるアンシアン・レジーム研究では、交渉や協働の観点から王権と地域権力の関係が再考されており、本研究は、こうしたアンシアン・レジーム期の権力秩序に関する近年の研究動向に寄与するものである。

研究成果の概要（英文）：

The purpose of this research is to study the process of judicial reform in Languedoc during the eighteenth century through an investigation and analysis of source documentation at the National Archives of France and Departmental Archives in Languedoc. We found that the monarchy and local powers had collaborated to rebuild the local order; however, they also had conflicting views on the political order. Recent studies conducted in France and the US on the Ancien Régime reexamine the relationship between the king and local power from the viewpoint of negotiation and collaboration. This research contributes to the literature on the political order in Ancien Régime France.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	700,000	210,000	910,000
2011年度	700,000	210,000	910,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,900,000	570,000	2,470,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・西洋史

キーワード：アンシアン・レジーム、権力秩序、ラングドック地方、司法制度改革、地域社会、地域秩序、高等法院、地方三部会

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究動向：アンシアン・レジーム期フランスの権力秩序について

フランスのアンシアン・レジーム期(16～18世紀)の権力秩序は、19世紀以来「絶対王政」という枠組みでとらえられてきたが、第二次世界大戦前後より、国制史研究の進展や社会史の成果に基づいて、王権の「絶対性」の見直しがすすんだ。近年では、王権と王権以外の諸権力間の対立的側面だけでなく、支配秩序の形成・維持における諸権力の相互補完的関係にも注目が集まるようになり、アンシアン・レジーム期フランスの権力秩序は、王権を含めた諸権力の具体的で多様な関係を明らかにするなかで、再考される方向に向かっている。こうした研究動向に資するためには、具体的な場を設定して、史料に基づきながら、諸権力の関係の具体的なあり様に光をあてていくことが必要であると考えた。

(2) 研究代表者のこれまでの研究と本研究の着想に至った経緯

本研究課題の研究代表者は、これまで、アンシアン・レジーム期フランスの権力秩序の実態を明らかにするために、ラングドック地方をフィールドにし、司法の側面からこの問題にアプローチしてきた。これまでの研究では、司法をめぐる政治を明らかにすることに重点をおいてきたが、本研究では、それに加えて、その背景ともいえる秩序観を問題にし、その相克を明らかにしていくことによって、フランス革命直前の権力秩序を考察していくという問題関心をさらに発展させていきたいと考えた。

特に、ラングドック地方の地域秩序が危機的状況におちいた18世紀後半の蜂起に着目し、同地方の裁判所としては最も上位であった、トゥルーズ高等法院の活動を明らかにしていくことを軸に、上記の問題に取り組んでいくこととした。

2. 研究の目的

本研究では、特に1783年におきたマスクの蜂起を契機として行われた高等法院による司法制度改革を切り口として、18世紀末の地域政治と秩序観を問題とした。マスクの蜂起については、これまでも蜂起研究の文脈で研究が行われてきたが、そこでは蜂起参加者の動機や意図が問題とされてきた。その一環として、蜂起後に実施された司法制度改革はとりあげられ、蜂起参加者の意図が結実したものとして位置づけられてきたため、司法制度改革が諸権力の間でどのように考えられ、その中身が決定されていったかという点については、研究が行われてこなかった。本研

究は、これまでの蜂起研究の成果をふまえながらも、これまで分析されてこなかった司法制度改革が行われるまでの過程と、その背景となる秩序観の相克の様に着目し、これによって、地域秩序の「回復」をめぐる王権と諸権力の関係を明らかにし、さらにはアンシアン・レジーム期のフランスの権力秩序を考察することを目指した。

3. 研究の方法

本研究では、フランス国立文書館およびラングドック地方の複数の県文書館に所蔵されている一次史料を収集し、分析することによって、上記の研究課題を明らかにしていくこととした。各文書館で特に収集に力を注いだのは、以下の史料群である。

- ・フランス国立文書館：国王諮問会議関係文書(陳情書、裁定)
- ・エロー県文書館(モンプリエ)：地方長官・地方総督関係文書
- ・オート＝ガロンヌ県文書館(トゥルーズ)：高等法院関係文書
- ・アルデーシュ県文書館(プリヴァ)：ヴィヴァレ地方三部会、セネシャル裁判所関係文書

本研究では、司法制度改革を行った側(高等法院)だけでなく、その派遣を受けたラングドック地方北部(ヴィヴァレ地方)の史料の分析を行うことにも重点をおいた。フランス国立文書館やラングドック地方の複数の県文書館の史料を用いることによって、ラングドック地方の権力秩序がより多面的に把握することが可能となり、これによって、地方の権力秩序が具体像をもち、地方の視点からフランスのアンシアン・レジーム期の権力秩序を再考していくことになると考えたからである。

こうした史料収集と文献収集によって、研究をすすめていくうえで、学会や研究会などで口頭発表を積極的に行い、その成果を学術雑誌に発表していくこととした。

4. 研究成果

(1) 研究の主な成果

① 司法制度改革が行われた過程について

マスクの蜂起は、1783年2月に鎮圧されたが、王権がすぐに司法制度改革にのりだしたわけではなかった。これが実現化するまでには、蜂起のおきたヴィヴァレ地方に設置されていた三部会による中央への働きかけや、ラングドック地方の軍事トップの総司令官による高等法院の派遣要請が存在した。こうして司法制度改革を実行することを前提として行われた高等法院による調査において

は、地方三部会の実務能力と、これが保有する都市・農村共同体とのネットワークが利用された。また総司令官が、地方内部における諸権力や王権を連結する機能を果たすことによって、任務が遂行された。

このように、地方内部の地域秩序をめぐって遂行された司法制度改革をめぐっては、様々な権力が作動しており、その具体的な関係と活動における連携には、王権と諸権力の秩序形成における協働関係をみてとることとなった。

②複数の秩序観について

蜂起後の不安定化した地域秩序の回復をめぐって、諸権力の協働がなされていたが、しかしながら、そこで回復されるべき「秩序」は、それぞれが異なったものを想定していた。ヴィヴァレ地方三部会は、領主裁判所改革案を提出していたが、高等法院はこれを受け入れず、領主裁判所を秩序の担い手の一つとして想定した司法制度改革を行った。この対立関係には、当時の地方統治をめぐる権力争いが背景として考えられ、フランス革命直前の時期における諸権力の緊張関係は、このように秩序観の違いとしても現れていたといえよう。

③18世紀フランスの権力秩序について

本研究で明らかにした、王権と諸権力の地域秩序形成における協働関係は、アンシアン・レジーム期を分析対象とした近年の多くの研究が注目しているところである。これまで、「絶対王政」の最盛期とみなされてきたルイ14世の治世を対象とした研究でも、このような協働関係は指摘されており、アンシアン・レジーム期の権力秩序は、こうした視点から全体的に読み直しがなされてきているといえるだろう。本研究でも、このような研究動向にのっとり、蜂起後の秩序形成を目的とする王権と諸権力の協働関係に注目し、これを明らかにしてきた。王権と諸権力の協働に、どのようなアクターが参画してきたのかという点を明らかにしてきたことは、協働関係の時代的变化を把握するうえでも、必要な作業であり、本研究は、この点で成果をあげられたと考える。

また、アンシアン・レジーム期の王権と諸権力の協働関係を考察する場合、地方ごとの差異を明らかにしていく必要があると考えられるが、本研究では、ラングドック地方を対象とすることによって、その点についても成果をあげることができた。ラングドック地方は、フランス革命にいたるまで地方三部会を保有し続け、王権にたいする自立性が指摘されてきた地方である。本研究では、その地方三部会に加えて、地方総司令官が、地域秩序の形成において重要な役割を果たしたこ

とを指摘した。当時、地方三部会を保有していた地域は、王国全体でいえば3分の1から4分の1程度の領域に限られており、また、総司令官の影響力の大きさも、地方によって異なっていたことが指摘されている。そのため本研究で指摘してきた王権と諸権力の協働関係は、王国全体にみられる現象として、すぐさま一般化できるものではない。しかし、全ての地方に設置されていないアクターが、地域秩序の形成において、重要な役割を果たしたことが明らかになった点は、アンシアン・レジーム末期のフランスにおける地方統治の技法が多様であったことを示唆しているといえ、そこから、アンシアン・レジーム期の権力秩序を考察する必要があるといえるだろう。

(2) 得られた成果の位置づけ

近年のフランスのアンシアン・レジーム研究における権力秩序論においては、諸権力の交渉や相互補完性に注目が集まっている。この場合、史料に基づく具体的なモノグラフィの蓄積が必要であることはいまでもない。本研究は、18世紀のラングドック地方の司法制度改革をめぐる権力の発動の様子を、一次史料を分析することによって明らかにした。これによって、近年のフランスやアメリカにおけるアンシアン・レジーム期フランス史研究の新動向に、一つの研究成果を提示できたと考える。

(3) 今後の展望

本研究では、司法制度改革をめぐって繰り広げられた諸権力の協調や対立関係の具体的なあり方を明らかにしてきたが、その背景ともなる社会経済的な基盤については、今後の研究課題として残ったといえるだろう。

また、本研究で明らかにした高等法院、地方三部会、総司令官の関係が、フランス革命期およびそれ以降の権力秩序とどのような関係をもつのかという点も、重要な論点となりうるだろう。これらの問題に取り組むなかで、18世紀後半のフランスの権力秩序の時代的な特徴は、より明確になるとともに、社会秩序との関係を問うことにもつながると考える。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

- ① 仲松優子「18世紀後半フランスの地方統治と地域秩序—トゥルーズ高等法院の巡回任務—」『史学雑誌』第121編、第12号、1~33頁、2012年12月[査読あり]

- ②仲松優子「18世紀フランスの権力秩序と裁判管轄争い—1783年ラングドック地方におけるマスクの蜂起の事後処理過程—」『歴史学研究』869号、1～17頁、2010年8月[査読あり]

[学会発表] (計4件)

- ①仲松優子「18世紀ラングドック地方からみた社团的編成論」ヨーロッパ近世史研究会「近世史研究の現在—二宮宏之さんのお仕事との対話—」(発表場所: 京都大学) 2013年3月23日
- ②仲松優子「18世紀後半ラングドックの秩序形成にみる協働関係—高等法院・地方三公会・地方総司令官—」関西フランス史研究(発表場所: 京都大学) 2012年10月6日
- ③仲松優子「18世紀フランスの地方統治—マスクの蜂起後のトゥルーズ高等法院派遣(1783—84年)」フランス革命史研究会(発表場所: 一橋大学) 2011年6月25日
- ④仲松優子「18世紀フランスの「政治危機」を再考する—ラングドック地方の地域政治の視点から—」西洋近現代史研究会11月例会(発表場所: 専修大学) 2010年11月27日

6. 研究組織

(1) 研究代表者

仲松 優子 (NAKAMATSU YUKO)
千葉大学・大学院人文社会科学研究所・特別研究員
研究者番号: 80572940

(2) 研究分担者

()

研究者番号:

(3) 連携研究者

()

研究者番号: